

(案)

新潟市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画

令和3年3月

新 潟 市

1. 目的

下水道の普及によりし尿及び浄化槽汚泥の収集量は年々減少し、収集業者の経営に影響を及ぼしている。その影響への対処は業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づき、その経営実態に即した支援策を実施する必要がある。将来にわたり、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者の業務の安定を保持することや、経営の近代化及び規模の適正化を図ることを目的として、本計画を策定する。

2. 新潟市の状況（令和2年4月1日現在）

人 口 : 793,138 人
世帯数 : 341,240 世帯
面 積 : 726.46 km²

3. 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿等の収集運搬業務は昭和41年から委託制（浄化槽汚泥は許可制）となり、現在に至っている。

本市では合特法の制定に先立ち、昭和44年に旧新潟市で、収集運搬業者の規模適正化による経営の安定と効率的な、し尿収集運搬業務の確保を図るため、(株)新潟市環境事業公社を設立した。当時の28業者中16業者が参加し、廃業した業者には、(株)新潟市環境事業公社が廃業補償を行い、市は債務保証や利子補給などの財政的援助を行った。

平成17年度の市町村合併により、収集運搬業者は33業者に増加し、実稼動車両台数84台で収集・運搬が行われた。

し尿の要処理量については、平成27年度に18,903klあったものが平成30年度では15,213klと約20%減少し、浄化槽汚泥の要処理量についても、平成27年度に80,684klあったものが平成30年度では75,496klと約6%減少している。令和3年度以降は、下水道整備区域の見直しを図る計画があり、一部市街化調整区域が下水道整備区域から除外される。それにともない、急激な減少は避けられるものの、今後も緩やかに減少は続くと思われる。

4. 平成28年3月策定の合理化事業計画の成果

平成28年4月に23社あった、し尿収集運搬業者は、令和3年3月に6社まで統廃合が進み、またし尿の収集運搬にかかる車両については、目標の13

台となり、多くのし尿収集運搬業者の協力のもと、達成したものと評価する。

5. 下水道整備の見直し

本市の下水道水洗化率は令和 2 年度で 78.9%である。

令和 3 年度以降、本市は下水道整備区域の見直しを図り、市街化調整区域内で、下水道整備未着手の地域は合併浄化槽へ移行する方針である。

6. し尿等の要処理量の見直し

本市のし尿等の要処理量は、一般廃棄物処理基本計画では別表 2 のとおりである。

なお、今後、下水道整備区域の見直しが進むことにより、現段階では、し尿等処理量の急激な減少は避けられるものと思われるが、今後も緩やかな影響は受けるものと予測される。

7. 一般廃棄物処理業の経営の見直し

本市におけるし尿収集運搬業務は委託制、浄化槽汚泥収集運搬業務は許可制である。

下水道整備区域が見直しされることにより、委託業務と比較すると許可業務の受ける影響が緩和されるものと思われる。

8. し尿等の処理体制の水準

下水道整備計画の見直しの影響を受けるが、現段階では、年度別のし尿等要処理量は別表 2 のとおり推移すると予測され、し尿の処理体制は別表 3 のとおり影響を受けるものと見込まれる。

9. 合理化事業の内容

(1) 目標

本市における一般廃棄物処理業者等に対する目標は下記の通りとする。

- ・し尿収集運搬業者自らが事業の再編を確実に進める
- ・市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る
- ・し尿収集体制の最適化や経費の削減を実施する
- ・下水道整備計画の見直しを背景に、実行に当たっては、終期を見据え取り組む

また、浄化槽汚泥の収集運搬に係る車両については、支援策である代替業務の提供により、業者間の統廃合など自主的な業界再編を促し、減車を図るものとする。

(2) 対象事業者

別表1の一般廃棄物処理業者(し尿)を対象とする。(以下「対象事業者」という)

(3) 実施期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(4) 実施方法

本市は、本計画期間中、次の支援策を実施する。

① 事業の転換のための援助

対象事業者が事業の転換を図る場合において、次のような業務を提供し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格の取得や近代経営等のための研修等の援助策を講じる。

ア 廃棄物処理施設等の維持管理業務

イ 廃棄物等の収集運搬業務

ウ 公共下水道施設の汚泥等運搬業務

エ 農業集落排水施設の汚泥等運搬業務

オ 公設浄化槽保守管理業務

カ その他本市が民間事業者に委託することができる業務

② し尿等の収集運搬業務の効率化のための措置

ア し尿収集運搬車両の専用化

イ し尿収集運搬委託料の年額制

③ 事業再編計画の策定

対象事業者は、市の合理化事業計画を踏まえ、業務体制の合理化を図るため事業再編計画を策定するものとする。

10. その他

(1) 本計画の変更、中止等

社会情勢や業者間の実情等により本計画を変更する場合は、速やかに一般廃棄物処理業者等と協議を行い、市民サービス・行政サービス向上を基本に本計画を変更する。

また、本計画の履行が困難となったときは、本計画を中止する場合がある。

(別表1)

一般廃棄物処理業者(し尿)名簿

令和2年4月1日現在

業者名 代表者名	所在地	保有 車両数	備考
株式会社 新潟市環境事業公社 代表取締役 横山 正直	新潟市西区小針7丁目13番13号	3	
環境整備 株式会社 代表取締役 善宝 絵梨	新潟市北区葛塚4677番地	2	
株式会社 横山 代表取締役 横山 仁幸	新潟市西区金巻1142番地1	1	
有限会社 クボタクリーン 代表取締役 窪田 操	新潟市江南区曙町3丁目12番12号		
有限会社 ひまわり 代表取締役 土田 重孝	新潟市秋葉区下新170番地	4	
株式会社 クリーン公社 代表取締役 成田 学	新潟市西蒲区横曾根1440番地	3	
合計		13	

(別表2)

生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生予測

		実績値				推計値						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計画処理区域内人口	人	799,345	796,269	794,166	789,897	788,497	787,097	784,263	781,429	778,595	775,761	772,927
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生活排水処理人口	人	631,766	635,452	640,258	646,340	649,210	651,674	652,350	652,711	652,788	652,602	652,171
	%	79.0%	79.8%	80.6%	81.8%	82.3%	82.8%	83.2%	83.5%	83.8%	84.1%	84.4%
下水道水洗化人口	人	599,229	604,035	609,611	615,423	618,409	620,989	621,789	622,273	622,473	622,410	622,102
	%	75.0%	75.9%	76.8%	77.9%	78.4%	78.9%	79.3%	79.6%	79.9%	80.2%	80.5%
浄化槽人口	人	172,024	165,977	160,729	152,302	149,593	147,157	144,935	142,897	141,012	139,257	137,615
	%	21.5%	20.8%	20.2%	19.3%	19.0%	18.7%	18.5%	18.3%	18.1%	18.0%	17.8%
農業集落排水施設	人	4,341	4,344	3,950	3,909	3,902	3,895	3,881	3,867	3,853	3,839	3,825
	%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
合併処理浄化槽	人	28,196	27,073	26,697	27,008	26,899	26,790	26,680	26,571	26,462	26,353	26,244
	%	3.5%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%
単独処理浄化槽	人	139,487	134,560	130,082	121,385	118,792	116,472	114,374	112,459	110,697	109,065	107,546
	%	17.5%	16.9%	16.4%	15.4%	15.1%	14.8%	14.6%	14.4%	14.2%	14.1%	13.9%
し尿汲み取り人口	人	28,092	26,257	23,826	22,172	20,495	18,951	17,539	16,259	15,110	14,094	13,210
	%	3.5%	3.3%	3.0%	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%
生活雑排水未処理人口	人	167,579	160,817	153,908	143,557	139,287	135,423	131,913	128,718	125,807	123,159	120,756
	%	21.0%	20.2%	19.4%	18.2%	17.7%	17.2%	16.8%	16.5%	16.2%	15.9%	15.6%

し尿量	kl	18,903	17,133	16,736	15,213	13,952	12,866	11,907	11,038	10,286	9,568	8,968
浄化槽汚泥量		80,684	80,414	73,754	75,496	71,724	70,363	69,301	68,326	67,610	66,586	65,801
合計		99,587	97,547	90,490	90,709	85,676	83,229	81,208	79,364	77,896	76,154	74,769

※令和2(2020)年4月 新潟市一般廃棄物処理基本計画 より抜粋
 ※令和3年度以降の下水道整備計画の見直しにより、数値は変動する。

(別表3)

し尿の処理体制の水準及び見通し

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間し尿要処理量 (kl)	11,907	11,038	10,286	9,568	8,968
計算車両台数 (台)	13	13	12	12	11
要処理車両台数 (台)	13	13	12	12	11
要減車車両台数 (台)	—	—	1	—	1
減車計画台数 (台)	—	—	1	—	1
委託車両台数 (台)	13	13	12	12	11

- 注 1 年間し尿要処理量 : 別表2「生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生予測」による
- 2 計算車両台数 : 1台当たりの年間適正収集運搬量を基準として収集地区ごとに計算した台数
- 3 要処理車両台数 : 収集地区ごとの収集実態を踏まえて確定した合計台数
- 4 要減車車両台数 : 前年度要処理車両台数 - 次年度要処理車両台数
- 5 減車計画台数 : 新潟市合理化事業計画によるもの

昭和五十年法律第三十一号

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#)（昭和四十五年法律第百三十七号）の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

- 2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他環境省令で定める事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が環境省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)

第四条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合理化事業の実施)

第五条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)

第六条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第七条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)

第八条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)

第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二七日法律第一〇四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

昭和五十年厚生省令第三十七号

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第二項及び第三項（第四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（合理化事業計画に定める事項）

第一条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号。以下「法」という。）第三条第二項の環境省令で定める事項は、合理化事業計画の目標及び期間とする。

（合理化事業計画の承認の基準）

第二条 法第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該合理化事業計画（法第三条第一項の承認を受けた合理化事業計画を変更しようとする場合にあっては、当該変更後の合理化事業計画とする。以下この条において同じ。）における下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しが適確であること。
- 二 前号の見通しに照らし、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を図るため、当該合理化事業計画に定める合理化事業を実施することが必要であり、かつ、当該合理化事業の内容及び実施時期が適切であること。
- 三 当該合理化事業計画に定める合理化事業が確実に実施できるものであること。

（合理化事業計画の承認の申請）

第三条 法第三条第一項の規定により合理化事業計画の承認を受けようとする市町村は、申請書に次に掲げる書類又は図面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定に基づき定めた計画の内容を明らかにする書類及び図面並びに同法第七条第一項若しくは浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十五条第一項の規定に基づき行つた許可に係る事項を明らかにする書類又は当該市町村とし尿処理業を行う者との委託契約の内容を明らかにする書類
- 二 当該合理化事業計画を定める事由が下水道の整備である場合には、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する事業計画の内容を明らかにする書類及び図面（公共下水道の配置及び能力、予定処理区域並びに工事の着手及び完成予定年月日に係る部分に限る。）、同条同項の規定に基づく認可を受けたことを証する書類並びに同法第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示された事項を明らかにする書類及び図面

三 第二条第一号の見通しが適確であることを明らかにする書類及び図面（前二号に掲げるものを除く。）

四 その他当該合理化事業計画の内容を明らかにするために必要な書類又は図面

（合理化事業計画の変更の承認の申請）

第四条 [法第四条第一項](#)の規定により合理化事業計画の変更の承認を受けようとする市町村は、申請書に次に掲げる書類又は図面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該合理化事業計画に定める合理化事業の実施状況を明らかにする書類及び図面

二 前条各号に掲げる書類又は図面に変更があつた場合には、その変更の内容を明らかにする書類又は図面

三 その他当該合理化事業計画の変更の内容を明らかにするために必要な書類又は図面

（転換計画の認定等）

第五条 [法第七条第一項](#)の事業の転換に関する計画（以下「転換計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業の転換の内容

二 事業の転換の実施時期

三 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項

四 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

五 その他事業の転換に関し重要な事項

2 市町村長は、[法第七条第一項](#)の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 [法第三条第一項](#)の承認に係る合理化事業計画（[法第四条第一項](#)の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画）に適合するものであること。

二 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。

3 [法第七条第一項](#)の認定を受けた者は、当該認定に係る転換計画を変更しようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の認定に準用する。

5 市町村長は、[法第七条第一項](#)の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画（第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画）に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は[法第四条第一項](#)の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第三項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

（転換計画の認定の申請）

第六条 [法第七条第一項](#)の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者（以下「事業者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

- 一 当該事業者（法人である場合に限る。）の定款
- 二 当該事業者の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類がない場合にあつては、最近二年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

（転換計画の変更の認定の申請）

第七条 第五条第三項の規定により転換計画の変更の認定を受けようとする事業者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

- 一 転換計画の実施状況を明らかにする書類
- 二 定款の変更があつた場合には、その変更後の定款
- 三 前条第二号に掲げる書類

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年八月二日厚生省令第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）の施行の日（昭和六十年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年二月二三日厚生省令第一四号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一八年五月一日環境省令第一七号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。